

## . 自立する

### 1. 高齢者などが安心して暮らせる社会の実現

#### (1) 高齢者の自立支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[73] -1-(1)- 介護保険適用者を除く高齢者に対するサービスの充実	高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活できるように、在宅で生活するための保健・福祉サービスを充実させます。	長寿課	虚弱老人等を福祉事業で支援することにより、女性の社会進出を促進する。 ホームヘルプサービス、デイサービス、ミニデイサービス、ショートステイサービス、日常生活用具の給付・貸与、介護用品等購入補助金、ねたきり老人等訪問理・美容料金助成、寝具類洗濯乾燥消毒サービス、老人交通安全杖などの充実
[74] -1-(1)- 日常生活への支援の充実	高齢者が地域社会の中で安心して快適に暮らせるように、生活環境の整備や自立のための支援を充実させます。	長寿課	高齢者の自立を促し、介護が必要な状態にならないようにして、家族の負担を軽減する。 シルバー人材センター事業の推進 成年後見制度の周知 出前講座等で周知 一人暮らし高齢者への日常生活支援 各種福祉制度の実施 福祉ボランティアの育成 グループホームなど住宅情報の提供
		健康課	個人においては、高齢になる前段階の世代から自立できる老年期を迎えられるように、身体面や精神面で生きる力を身につけておく。また、地域においては、高齢者が住みやすいまちづくりを目指し環境整備を整え、男女ともに自立した生活が送れるように配慮する。男女の区別なく家事に参画し、自立した家族が協力することにより家庭の幸福と地域社会への貢献が得られる。 高齢者への家庭訪問指導の充実 機能訓練の実施 数値目標(30) 高齢者の性に関する講座の開催 数値目標(31)
		クリーン課	ごみのふれあい戸別収集の実施
		住宅課	市営住宅の個別改善及び建替 ・中層市営住宅の共用階段に手すりを設置 ・中層市営住宅一階部分への住替え承認 ・中層市営住宅一階部分住戸内のバリアフリー化 ・新規建設時に「特定目的住宅」として高齢者向け住宅を整備
		生涯学習課	男女共に料理をすることにより、男女の役割意識、分担意識を払拭する実践を行う。 市民学級の家庭料理教室に男性の参画を呼びかけ 蓬萊大学での資産形成学習の実施 蓬萊大学での成年後見制度の周知
[75] -1-(1)- 生きがい対策の充実	社会を支える重要な一員として高齢者が生きがいを持って生活できるように、意欲や能力に応じた社会参画の機会を提供します。	長寿課	高齢者の自立を促し、介護が必要な状態にならないようにして、家族の負担を軽減する。 老人クラブへの支援の充実 高齢者のボランティアへの参画促進 子どもとの世代間交流の推進 老人クラブ活動の中で地域の子どもの交流
		生活課	コミュニティにおける三世代交流事業などの奨励

		生涯学習課	講座を通し、高齢化など社会情勢の変化に対応するための人権意識を高める。蓬萊大学(公民館事業)一般教養講座の中で取り入れている。 蓬萊大学、市民学級など公民館事業の充実
[76] -1-(1)- 情報提供と相談業務の充実	高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。	長寿課	高齢者に対する知識を男女で共有し、介護が必要になったときに共同で作業できるように情報を提供する。 独居老人、寝たきり老人の現状調査 相談業務の充実 出前講座の実施 新規事業については広報への掲載

(2) 障害者の自立支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[77] -1-(2)- 生活基盤の整備	障害者が住み慣れた地域の中で安全で快適な社会生活を送れるように、各種支援制度の充実をはじめとする生活基盤の整備を行います。	福祉課	支援費制度による支給決定事務の継続 重度身体障害者住宅改造事業補助、障害者居室等整備資金の貸付の継続 丸亀ボランティア協議会への継続補助
		クリーン課	ごみのふれあい戸別収集
		住宅課	市営住宅の個別改善及び建替 ・市営住宅平家住宅の住戸改善 (スロープの設置、屋内手すりの設置) ・新規建替時に「特定目的住宅」として障害者向け住宅を整備
[78] -1-(2)- 利用しやすい施設、生活空間の整備	高齢者、障害者、健常者などの区別なく、誰もが気持ちよく使えるユニバーサル・デザインの考え方により、利用しやすい施設や生活空間を整備します。	都市計画課	計画の見直しにあたっては、ユニバーサル・デザインの視点を明確に位置づける。 ユニバーサル・デザインを取り入れた都市計画マスタープランの見直し 数値目標(32)
		建設課	事業を進める上で「基本構想」・「整備計画」を策定したが、女性の参画によりバリアフリー化の意見を反映させた。妊婦、高齢者、障害者など弱者の立場で舗装面の凹凸、段差、急勾配の解消などの事業内容をまとめ、「基本構想」などに反映させた。 道路(歩道)のバリアフリー化への対応 ・2m以上の有効幅員を確保 ・視覚障害用誘導ブロックの敷設 ・段差や急勾配の改善、舗装面の改良 ・バリアフリー化に対する啓発活動
		住宅課	市営住宅の個別改善及び建替 ・中層市営住宅の共用階段に手すりを設置 ・中層市営住宅一階部分住戸内のバリアフリー化
		各課	市民が利用しやすいように市役所や公共施設を整備する。
[79] -1-(2)- ノーマライゼーションの理念に基づいた社会参画の促進	ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある人もない人も、ともに生活し活動できるように、障害者の自立や社会参画を支援します。	福祉課	丸亀市身体障害者福祉連合協会への支援 小規模通所作業所の整備及び運営補助金の継続
		商工観光課	福祉課と連携しながら障害者の就労支援を進める。

[80] -1-(2)- 情報提供と相談業務の充実	障害者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。	福祉課	障害者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように民生・児童委員をはじめ身体障害者等相談員の相談業務を充実させる。また、丸亀市福祉保健推進委員を20～50世帯に一人委嘱して、要援護者一人ひとりを対象とした見守り活動、援助活動を行う。 民生・児童委員の相談業務の充実 福祉保健推進委員の見守り・支援活動の充実 数値目標(33)
---------------------------------	---	-----	---

### (3) ひとり親家庭の自立支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[81] -1-(3)- 福祉制度などの充実	母子・父子家庭の区別なく、ひとり親家庭は子どもの養育等で大きな不安を抱えていることが多いので、各種福祉施策により生活の安定を図り、自立と子育てを支援します。	児童課	現行の事業は継続・充実に努める。また、未実施事業については、実施に向け検討を重ねる。 ひとり親家庭への経済的支援の充実 ヘルパー事業の充実 福祉ボランティアの育成
[82] -1-(3)- 就労支援	ひとり親家庭の経済的自立に向けて、就業相談や職業訓練など就業のための支援対策を推進します。	児童課 商工観光課	母子家庭自立支援対策事業による職業訓練や就業支援 父子家庭の父親も含めた就労状況等の実態把握に努め、就労支援対策を推進 児童課と連携しながら、ひとり親家庭への就労支援、就労状況調査などを進める。
[83] -1-(3)- 市営住宅への優先入居	ひとり親家庭、特に、母子家庭における住宅問題への不安を解消するため、市営住宅へ優先的に入居できるように配慮します。	住宅課	母子世帯の母子向け住宅への優先入居によって、社会的弱者である女性と子どもに生活基盤の住居を提供し、安定した社会生活の拠点を築く。 特定目的住宅の充実 ・母子向け住宅、高齢者向け住宅、障害者向け住宅への優先入居
[84] -1-(3)- 情報提供と相談業務の充実	ひとり親家庭を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、あらゆる相談に対応できるように相談業務を充実させます。	児童課	母子自立支援員による必要な情報の提供と相談指導等の充実 父子家庭等に対する相談体制の充実

## 2. 女性を取り巻くあらゆる暴力の根絶

### (1) 暴力を許さない認識、環境づくり

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[85] -2-(1)- 広報啓発、学習の推進	女性に対する重大な人権侵害である暴力を根絶するため、あらゆる機会を通じた啓発活動や学習により意識改革を進めます。	企画課	女性に対する暴力は重大な人権侵害問題であり、男女共同参画社会の形成を阻む要因の一つである。社会の構造的な問題である「女性に対する暴力」について市民の認識を深め、「暴力は許さない」という意識を醸成する。 「女性に対する暴力をなくす運動(毎年 11/12～11/25)」や「人権週間(毎年 12/4～12/10)」に併せた広報・啓発活動の強化 暴力の背景や問題性などに関する講演会、講座の開催 暴力の根絶に向けた啓発パンフレットの作成 女性に対する暴力についての行政職員の研修 売買春防止に向けた啓発、教育の実施

		職員課	毎年全職員を対象に実施している人権研修の一つの研修課題として、女性に対する暴力の問題を考える。 職員に対する人権研修の充実(毎年・全職員)
		人権課	女性に対する暴力の実態を周知することにより、市民の認識を深める。 人権週間に男女共同参画室と連携し、パネル展示・パンフレットの作成配布
		学校教育課	教職員の講演会、研修会への参加と啓発 売買春防止に向けた教育の充実
[86] -2-(1)- 暴力の防止について規定する法律の周知	市民が必要なときに利用できるように、女性に対する暴力に関する法律の内容や趣旨について分かりやすく周知します。	企画課	近年整備されつつある、女性に対する暴力を取り締まる法律について、市民が利用できるように分かりやすく周知する。 「ストーカー規制法」や「DV防止法」などの内容や趣旨の周知
		人権課	女性に対する暴力を防止するための根拠などの認識を深めるように周知する。 男女共同参画室と連携しながら広報等で周知啓発
[87] -2-(1)- 法的制度の充実への働きかけ	女性に対する暴力防止のための法律や諸制度を実効性のあるものにするため、制度の充実や適切な運用を国・県などに働きかけます。	企画課	今ある法律の内容は、実情に対応するためには不十分な点が多々ある。市民の声として、法的制度をより実効性のあるものにするよう、国や県に働きかける。 「ストーカー規制法」や「DV防止法」などの充実を要望
		人権課	男女共同参画室と連携しながら法制度などの充実について国や県に働きかける。
[88] -2-(1)- 暴力に関する実態把握	的確な施策を行うため、女性に対する暴力について定期的に被害の状況などを調査するとともに、社会の問題意識を高めるために調査結果を公表します。	企画課	女性に対する暴力についての的確な施策を実施するために、定期的に市の現状を把握する。 女性への暴力に関する市民アンケート調査の実施、調査結果の公表 各相談機関における相談実績の分析、公表
		児童課	相談実績の分析・公表
[89] -2-(1)- 相談体制の充実	暴力を受けた女性が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携により解決に向けて支援します。	企画課	暴力の問題を解決するための第一歩は、被害者が相談に訪れることである。相談を受ける側が正確な知識を持ち、関係機関と連携することで、適切で迅速な対応をとることができる。また、被害者に相談窓口を周知することも大切である。さらに、二次被害が発生しないように関係職員や相談員への研修を行う。 関係機関との連携強化 総合的な相談窓口の設置検討 相談業務担当者の研修充実 プライバシーが守れる相談室の充実、整備
		生活課	市民相談員事業の活用 市民相談室において生活全般の相談に対応する警察等関係機関との連携強化

		人権課	定期的な人権相談日や随時の相談受付のほか、隣保館活動の重要な柱のひとつとして各種相談業務を日常的に実施し自立促進に努める。また、窓口サービス改善会議の報告などに基づき、わかりやすい庁内案内を行う。 毎月1回人権擁護委員による「特設相談日」の実施 相談体制の整備 各関係部署との連絡調整に努めるとともに、法務局での窓口対応を行う 法務局など関係機関との連携強化 専門的な知識を有する相談については、関係部署及び関係機関を紹介する
		児童課	広報紙に定期的に掲載するなど相談窓口の周知 相談窓口と人権擁護委員、民生・児童委員、県、警察署、その他の関係機関との連携強化 相談業務担当者の研修の充実
[90] -2-(1)- 犯罪防止に配慮した道路・公園などの施設の普及	公共施設などで犯罪被害が発生しないように犯罪防止に配慮した施設を普及させ、安全・安心のまちづくりを推進します。	建設課	暗い夜道での犯罪防止をはじめ、女性の目線できめ細やかな防災対策の充実に図り快適な生活空間を創り出す。 防犯灯の整備
		住宅課	住宅内防犯設備の充実 ・防犯性能の高いドアノブ等の入居者交換承認 ・防犯性能の高い建具の採用

(2) ドメスティック・バイオレンスへの対策

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[91] -2-(2)- 被害者の保護、自立支援	被害者の状況に応じて迅速に対応できるように、関係機関と連携を取りながら各種相談の実施や情報の提供を行うなど、被害者の自立を支援します。	企画課	ドメスティック・バイオレンスは、被害者にとっては命にかかわることであり、加害者からの避難のためには、精神的な苦悩だけでなく、住居、金銭、仕事など、日常生活で多くの問題が発生する。このため、被害者の国籍、障害の有無を問わず被害者への多方面にわたる支援が必要である。 DV対応マニュアルの作成 DV対策庁内連絡会議による連携強化
		福祉課	DV被害者に対する生活保護制度の活用
		住宅課	警察、その他関係機関と連絡調整し、DV被害者であるという事実確認がとれる場合には、市営住宅への入居資格を緩和するように研究・検討する。
		児童課	被害者のための相談業務 関係機関との連絡体制の整備 DV対応マニュアルの作成 各相談機関、医療機関、警察署や近隣自治体との連携による、女性や母子の緊急一時保護に向けた支援
[92] -2-(2)- 民間の支援団体への情報提供と支援	被害者の日常生活を支える民間支援団体との連携を深め、互いに情報を交換しながら活動を支援します。	企画課	ドメスティック・バイオレンス対策は、行政施策だけでは不十分であり、被害者の日常生活を支えるNPO法人やボランティアなど民間団体の役割が重要である。民間団体との連携を深め、情報を提供するとともに、その活動を支援する。 民間団体によるシェルター確保への支援 情報・ノウハウ・資金など可能な限りの支援を検討 DV被害者サポーターの育成
		児童課	民間支援団体との連携、活動の支援

[93] -2-(2)- 加害者への施策	配偶者やパートナーからの暴力被害の再発を防ぐため、暴力を振るう加害者への理解と更生に向けた取り組みを進めます。	企画課	被害者救済も重要であるが、加害者の更生がなければドメスティック・バイオレンスは再生産されることを考え、加害者への対策も実施する。 加害者の心理面から見たドメスティック・バイオレンスの講演会や講習会の開催 暴力に頼らない問題解決方法が身につくような効果的な方法の研究 県レベルでの対応の要望 リーフレットなどの作成、啓発 加害者の更生に関する情報収集
		児童課	コミュニケーション能力獲得講座など、暴力に頼らない問題解決方法が身につく効果的な方法の研究 県内にメンズ・サポートセンターの設置などを県に要望 加害者ケアのできる相談体制の整備 加害者の更生に関する情報収集

### (3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[94] -2-(3)- 教育環境におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	教育環境におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、教育関係者などへの研修を行うとともに、児童・生徒が利用しやすい相談窓口を整備します。	学校教育課	学校現場等での具体的な場面で注意すべき事項に目をうつす。 教職員の学校内外における研究会の実施 相談窓口の設置、充実
[95] -2-(3)- 地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、講演会などの意識啓発事業を推進するとともに、相談窓口を整備します。	企画課	セクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であり、地域においては、女性の地域活動への意欲を失わせるものである。セクシュアル・ハラスメントがなく、女性が生き生きと活動できる地域づくりを進める。 地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止講演会などの開催 コミュニティなどにセクシュアル・ハラスメント防止の取り組み要請 相談窓口の充実、周知
		人権課	毎月1回人権擁護委員による「特設相談日」の実施 相談体制の整備 各関係部署との連絡調整に努めるとともに、法務局での窓口対応を行う 法務局など関係機関との連携強化 専門的な知識を有する相談については、関係部署及び関係機関を紹介する
		生涯学習課	男女の青年に対してセクシュアル・ハラスメント防止について意識啓発を行う。 青年団体を通して啓発を行う

### 3. 生涯にわたる健康づくり

#### (1) 心身の健康づくりへの支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[96] -3-(1)- 健康、体力づくりへの支援	健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及など、疾病予防のみならず、健康づくりや体力づくりを支援します。	健康課	各種講座の中で修得した内容を友人知人に広めてもらい、健康の輪ができるように努める。 生活習慣改善運動教室の開催 数値目標(34) 生活習慣病予防教室の開催、メニュー内容の充実 料理講習会の開催 転倒予防教室の開催、内容の充実 健康づくり教室の開催 「食育」の推進 ・親子・子どもの料理講習
		給食センター	子どもの頃から「食育」の促進を図ることにより、「食」に関する興味を持ち、自身の健康に自らが留意することができる大人になることが期待されるだけでなく、「家事は女性がするもの」という従来の物の見方を持たない、いわゆるジェンダーにとらわれない大人に成長することが見込める。また、保護者にも同様の働きかけをすることにより、家庭の中から男女共同参画に対する意識を持たせる。 「食育」の促進 ・給食メニューのレシピを広報(HP)に掲載 ・家庭との連携(学校訪問、給食試食会、施設見学时における栄養指導や調理指導)
		スポーツ課	生涯にわたって、男女問わず運動することへの意欲を高め、健康と体力の維持・増進を図る。 ニュー・スポーツの普及、推進 社会体育指導者の育成、組織の充実 スポーツ施設の整備、拡充(総合運動公園など) こんびら健脚大会、健康ウォークなど
[97] -3-(1)- 地域保健医療体制の整備	予防を重視した健康診査や健康指導事業を推進するとともに、関係機関と連携しながら早期発見・早期治療につながる保健医療体制を充実させます。	健康課	各種健康診査の内容充実、受診率向上 数値目標(35) 健康相談の充実 医療機関等との連携強化 性差医療についての知識の普及
[98] -3-(1)- 薬物乱用防止教育の推進	薬物と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないように学校や地域において薬物乱用防止教育を進めます。	健康課	各種パンフレットの作成・配布 各健康教室での啓発周知
		生活課	香川県麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員を自治会長やコミュニティセンター所長の中から推薦し、地域において薬物乱用防止教育の啓発を行ってもらう。 コミュニティまつり等で啓発
		学校教育課	薬物乱用による男女への共通の害と女性の体への害などについて教え、その防止を図る。 全校集会、児童・生徒会での教育実践 保健学習としての取り組み
[99] -3-(1)- 喫煙、飲酒の健康被害に対する教育の推進	喫煙や飲酒による健康被害についての教育を徹底するとともに、公共の場や職場での効果的な分煙や禁煙について情報を提供します。	健康課	女性の喫煙者も増加傾向にある。男女を問わず身体に及ぼす喫煙の害等を認識してもらい、禁煙者の増加を目指す。 禁煙支援教育の一環として喫煙者個別健康教育などの実施 数値目標(36) 禁煙講演会の開催 各種がん検診、妊娠届出時等の啓発

		生活課	コミュニティセンターや自治会集会場などにおける禁煙・分煙の推進 コミュニティセンター：会議室内禁煙表示や喫煙場所設置などの使用上注意を促す 自治会集会場：建設補助申請のとき分煙について事業内容を検討するように指導する
		環境課	タバコのポイ捨て禁止の広報啓発 環境美化の観点からポイ捨て禁止を広報、啓発看板により周知・啓発を進める
		商工観光課	お城まつりをはじめとする各種イベント開催時には、会場内に喫煙所を設けるとともに「歩きタバコ禁止」の立看板を設置し、参加者の協力を求める。 歩きタバコ禁止などの取り組みの推進
		学校教育課	自己の健康づくりのほか、周囲の人々への影響を考える社会性を身につける。学校敷地内に限らず、公共の場などにおける喫煙がもたらす健康被害を授業の中で教育する。また、飲酒についても、健康の面から教育する。 喫煙、飲酒防止教育の充実 喫煙(小学校 5～6年 中学校 全学年) 飲酒(小学校 高学年 中学校 全学年)

(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[100] -3-(2)- 性と生殖に関する健康と権利を促進する学習機会の拡充	生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みの重要性についての認識を高めるため、男女が性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られる学習機会を提供します。	健康課	中学生と赤ちゃんとのふれあい体験 赤ちゃんを迎える教室の開催 保健関係者の研修
		生涯学習課	生命の尊厳等について親から子へ伝えることにより、家庭内での意識を高める。 思春期の子どもを持つ親への子育て事業の充実
		学校教育課	学校保健関係者等の研修
[101] -3-(2)- 性に関する教育の充実	児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、性に関する正しい知識や性感染症などについての教育を推進します。	健康課	学校、幼稚園、保育所等と連携した性に関する教育 各種パンフレットの作成、教材の貸し出し コミュニティでの性に関する教育の実施
		学校教育課	子どもの頃から命の大切さを教える学習の場を継続して設ける。HIV/エイズについて正しく理解できる学習の機会を設ける。教職員が教育に生かすことができるよう、研修に積極的に参加させて知識を習得させる。 「性と生」教育のカリキュラムや教材の研究 エイズや性感染症についての学習機会の提供 教職員に対する研修の充実 乳幼児とのふれあい体験学習の実施
		児童課	保育士などが正しい知識を習得できるように学習機会を充実させる。 保育士などに対する研修の充実



[102] -3-(2)- 性と生殖に関する健康と権利に関する情報収集・提供	性と生殖に関する健康と権利に関する調査・研究などの資料を収集・提供するとともに、積極的な啓発活動を行います。	健康課	国、県資料等の収集、配備 各種パンフレットの作成、配布
--	--	-----	--------------------------------

(3) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[103] -3-(3)- 妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産ができるように、妊娠から出産まで一貫したサービスが受けられる母子の健康管理を支援します。	健康課	母子の健康や育児への協力については、母親・父親だけでなく祖父母を含めた家族の参画ができるように工夫する。 赤ちゃんを迎える教室の開催 保健師、助産師、母子保健推進員による家庭訪問、相談業務 妊婦健康診査受診の勧奨 ハイリスク妊産婦の継続支援
[104] -3-(3)- 思春期、成人期、更年期、高齢期の健康づくりへの支援	女性が人生のライフステージに応じて、心身の健康についての的確に自己管理を行うことができるように健康づくりを支援します。	健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視しながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに応じた心身の健康についての課題に対応する。 思春期のこころや性に関する悩みへの相談 避妊、妊娠、不妊、性感染症、更年期障害についての知識の普及、相談
[105] -3-(3)- 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症などの予防対策の推進	女性に特有のがんや骨粗しょう症を予防するため、生活習慣の改善指導や検診の啓発に努めるとともに、乳がんの自己検診法を普及させます。	健康課	子宮がん、乳がん検診の実施、内容等の充実 乳がん自己触診法講習会の実施 数値目標(37) がん講演会、健康教育の実施 骨粗しょう症予防教室の開催 数値目標(38)
[106] -3-(3)- 母性保護の重要性を理解するための男性向け啓発事業の実施	女性は妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、男性が母性保護の重要性を理解するような取り組みを進めます。	健康課	男性も参加できる赤ちゃんを迎える教室の開催 中学生の妊婦体験の実施 父子手帳の発行
[107] -3-(3)- 相談体制の充実	女性が自らの身体について正しい情報を得ることができるように、気軽に相談できる体制を整備します。	健康課	生活習慣個別相談日の設置 電話相談の実施 専門機関との連携強化

(4) 男性の健康づくりへの支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
【108】 -3-(4)- 過労死や自殺を予防するために、メンタルヘルス(こころの健康)の必要性の啓発	男性の働き方を考えるとともに過労死や自殺を予防するため、こころの健康を保つ生活やこころの病気への対応などを啓発します。	健康課	商工観光課と連携しながら、商工会議所や中讃勤労者サービスセンター等を通じてメンタルヘルスの重要性を企業に対して啓発する。 心の健康相談日の設置 数値目標(39) 講演会、パンフレットによる啓発活動 健康セミナーや仕事と家庭のバランス講座などを企業で開催するように奨励 企業への出前講座による健康教育の実施 数値目標(40) 地域で開催する健康セミナーや講座を企業が利用するように奨励
		商工観光課	健康課と連携を取りながら、企業に対してメンタルヘルスの必要性を啓発する。
		生涯学習課	多くの人々とふれあうことによって、ストレスの解消やこころの健康づくりにつながるように市民講座や公民館クラブなどに男性の参画を促す。 多面的な人間になるための市民講座などの開催
【109】 -3-(4)- 職場と家庭の健康管理支援	仕事に追われ、ストレスなどから体調を崩す男性が増えているため、職場・家庭・地域においても男性のこころや体の健康管理を支援します。	健康課	企業における健康診断や、ストレスや加齢に伴う健康上の悩みに対する相談体制の充実を啓発 土・日曜など、家族が参画しやすいイベントや活動の実施 みんなあつまれ、親子料理教室など
		商工観光課	健康課と連携を取りながら、職場における健康管理体制の整備の重要性を企業に啓発する。
		生活課	コミュニティでの三世代交流事業の支援
		環境課	ふれあい環境探検隊
		文化課	ふるさと文化文化財探偵団
		生涯学習課	父親をはじめ家族が参画しやすいように、休日等における事業の開催に配慮する。 親子わくわく自然体験 数値目標(41)
		図書館	保護者も参画できるような子ども向けワークショップを第2土曜日に開催する。 第2土曜日子どもの行事
各課	家族がコミュニケーションを深めるイベント開催		
【110】 -3-(4)- 相談体制の充実	男性の中には健康管理を十分に行っていない状況も見られるため、本人のみならず家族が気軽に相談できる体制を整備します。	健康課	相談窓口の充実、専門機関の紹介 関係機関との連携強化

#### 4. 国際理解と多文化共生社会の実現

##### (1) 国際理解と国際交流の推進

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
【111】 -4-(1)- 男女共同参画に関する国際的な条約、法律、制度などの情報収集・提供	男女共同参画に関係の深い国際的な条約や法律、制度などの資料を収集し、市民が利用しやすいように提供します。	企画課	市民の自主的な男女共同参画に関する活動を支援するため、男女共同参画に係る様々な資料を収集し、誰もが気軽に利用できるような環境を整える。 「男女共同参画推進ゆめ」の部屋の図書やビデオなどの充実
【112】 -4-(1)- 海外におけるジェンダー問題について理解を深めるための情報収集・提供	海外におけるジェンダー問題について理解を深めるための資料を収集し、市民が利用しやすいように提供します。	企画課	海外のジェンダー問題について市民が様々な情報を入手できるように、資料を充実して利用しやすい環境を整える。 「男女共同参画推進ゆめ」の部屋の図書やビデオなどの充実
		秘書広報課	外国人女性との交流や外国の生活習慣にふれる中で、男女のあり方や問題理解ができる機会を提供する。 女性に共通の問題を理解するため、外国人女性との交流機会を提供
【113】 -4-(1)- 国際理解や「平等・開発・平和」の視点を持った教育、講座の充実	国際社会の一員として、国際理解や「平等・開発・平和」を進める講座や教育を実施します。	秘書広報課	外国における生活習慣などにふれる中で、男女共同参画の先進事例について学ぶ。 外国人女性を講師とした「グローバルセミナー」の開催 国際理解活動団体・個人を講師とした講座の開催
		生涯学習課	市民学級、公民館講座における外国人講師の採用
		学校教育課	外国人講師などを活用しながら、国際理解や平等・平和教育の実践を検討する。 外国人講師による国際理解、平等・平和教育の実践
		児童課	小さいときから国際感覚を身につけ、理解を深めるための学習機会を提供する。 保育所における外国人を講師とした学習機会の提供
【114】 -4-(1)- 男女共同参画社会を理解するための国際交流事業の実施	姉妹都市や友好都市を含め、海外で男女共同参画社会の実現に取り組む個人や団体との交流を行います。	秘書広報課	外国における生活習慣などにふれる中で、男女共同参画の先進事例について学ぶ。 姉妹都市、友好都市との交流の推進 市民、市民団体における身近な国際交流活動の促進

##### (2) 外国人の自立支援

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
【115】 -4-(2)- 外国人向け相談体制の充実	外国人、特に市内に在住・勤務する外国人女性が安心して暮らしていけるように国際交流協会などの相談体制を充実させます。	秘書広報課	外国人は言葉が十分に理解できないなどの理由により不自由な生活を強いられているため、市民として平等・公平に生活できるように配慮する。 外国人向け相談窓口・通訳の設置 通訳ボランティアなどの登録及び活用の見直し ニーズに応じて外国人支援相談員の配置を検討

【116】 -4-(2)- 生活関係情報 を入手しやすい 環境づくり	市内に在住・勤務する外国人の自立した生活を支援するために、日本語教室を開催するとともに生活情報を多言語で提供します。	秘書広報課	外国人は言葉が十分に理解できないなどの理由により不自由な生活を強いられているため、市民として平等・公平に生活できるように配慮する。また外国人が情報を入手しやすい方法を検討する。 生活関係情報を多言語で提供 日本語教室の充実 国際交流協会会報誌「フロンティア」や外国人向け国際交流協会会報誌「フレンド」の充実 市ホームページ外国語コーナーの充実
		各課	外国人に配慮した生活情報の提供
【117】 -4-(2)- 企業、団体における 国籍による採用差別・ 労働条件差別撤廃への 啓発	外国籍者に対する平等な就業機会を保障し、日本人と同等の労働条件を提供するように企業に向けた啓発を行います。	商工観光課	関係団体と連携した企業への啓発 積極的に取り組んでいる企業の紹介
【118】 -4-(2)- 市職員採用試験における 国籍条項の廃止に向けた 取り組み	外国籍者に対する平等な就業機会を保障するために、市が率先して採用や任用における平等な取り組みを進めます。	職員課	地方公務員の採用については、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画に携わる者については日本国籍を有す者と解されており、本市においても同様の取扱いとしているが、今後は他の自治体などの状況も参考にしながら、廃止も含めた検討を行う。なお、行政職員及び消防職員以外の職種については、国籍条項を廃止している。 職員採用における国籍条項の緩和 他の地方自治体の実施状況などを参考に廃止も含めた検討 任用職務制限の緩和